

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	保) 全社共通 01 R1
提出年月日	2022 年 4 月 28 日

「品質・保安会議に係る事項の変更」  
に係る補足説明資料

本資料は、【保) 全社共通 01 R0】の改訂版 (R1) である。

改訂内容を以下に示す。

- 添付 1 を削除し、第 2 章の本文として変更の理由及び妥当性を記載
- 第 4 章を追加
- その他記載の適正化

※【保) 全社共通 01 R0】から変更した部分を青字にて示す。

## 目 次

1. 概要	1
2. 「品質・保安会議に係る事項の変更」の理由及び妥当性に係る説明	1
3. 「品質・保安会議に係る事項の変更」の施設間整合性に係る説明	5
4. 「品質・保安会議に係る事項の変更」の社内手続きに係る説明	5

添付 各施設保安規定の変更箇所比較表

## 1. 概要

本資料は、再処理事業所再処理施設保安規定、再処理事業所廃棄物管理施設保安規定、濃縮・埋設事業所加工施設保安規定、濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定及び再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定（以下「当社各施設保安規定」という。）のうち「品質・保安会議に係る事項の変更」の理由及び妥当性並びに施設間の整合性について説明するものである。

## 2. 「品質・保安会議に係る事項の変更」の理由及び妥当性に係る説明

### (1) 品質・保安会議議長の変更

#### a. 変更の理由

品質・保安会議は、品質マネジメントシステムに係る活動等に関し、全社的な観点から審議することを目的に設置している。1997年に品質・保安会議の前身である保安・防災会議を設置した際、組織を横断的に見る組織が設置されていなかったことから、副社長（安全担当）を議長とし、品質・保安会議に変更後も引き続きその任を担っている。

今般、副社長（安全担当）が議長として担っていた役割を安全・品質本部長に移す役員の業務分担の見直しを保安規定に反映する。この変更によって、以下に示す組織的な対応の強化に繋がる。

- ・保安組織の責任と権限を、その職位により明確にしているが、品質・保安会議議長は、副社長という役位で定めているため、職位として整理する。
- ・安全と品質に係る全社機能を安全・品質本部長に集約し、安全・品質に係る取組みを強化する。

#### b. 変更の妥当性

以下の理由により、これまでと同様、全社的な観点から活動を審議する品質・保安会議の目的に照らし、全社的な観点から審議ができるよう会議を運営し、審議結果及び核燃料（廃棄物）取扱主任者の意見をとりまとめ社長へ報告の上、必要な指示を受けることができると考えており、議長変更は妥当である。

- ・安全・品質本部は、全社の品質マネジメントシステムに係る活動を推進する組織として、2016年に設置している。
- ・安全・品質本部長の職務には、全社の安全と品質の統括があり、また、品質マネジメントシステムの遂行において社長を補佐する役割を担っている。
- ・2020年度の新検査制度の導入時においても、CAPシステムの導入など新たな仕組みを構築するために全社を牽引してきた。
- ・こうした状況を踏まえ、労働安全に係る全社統括機能の事務部門から安全・品質本部へ移管するなど、安全機能の集約を進めており、今般の品質・保安会議議長の変更は、安全機能の集約の一環として、組織的な対応を強化するものである。

- ・安全・品質本部長には、品質・保安会議、マネジメントレビュー、安全・品質改革委員会などの会議体の運営及び CAP システムや安全実績指標（PI）の統括活動などを通じて、全社の安全と品質に係る情報が集約されており、議長として役割を果たしやすい職位である。
- ・本変更によって品質・保安会議の議長が副社長執行役員から執行役員に代わることになるが、組織的な対応として、役位によらず保安組織における職位の中で、最もふさわしい安全・品質本部長を議長とするため、自らがリーダーシップを発揮し、これまでどおりの会議運営ができる。また、議長は、開催の都度、審議結果を社長に報告し、品質・保安会議の運営状況について社長から評価を受けるため、安全・品質本部長は、その活動に応じ、適切に評価され、処遇を受けることになる。

c. 品質・保安会議議長の変更に伴う委員の変更について

安全・品質本部長を議長に変更することに伴い、安全・品質本部長が担っていた委員としての役割は、職務権限として安全・品質本部長を補佐する立場である安全・品質本部副本部長（以下、「副本部長」）が担うこととする。保安規定では、「社長が選任した委員」として別途選任することとし、社内規定にて副本部長が委員であることを明確にする。

また、会議の成立条件及び持ち回り審議の規定について、「社長が選任した委員」である副本部長は、保安規定では必須委員として明記せず、社内規定で必須委員であることを明記する。

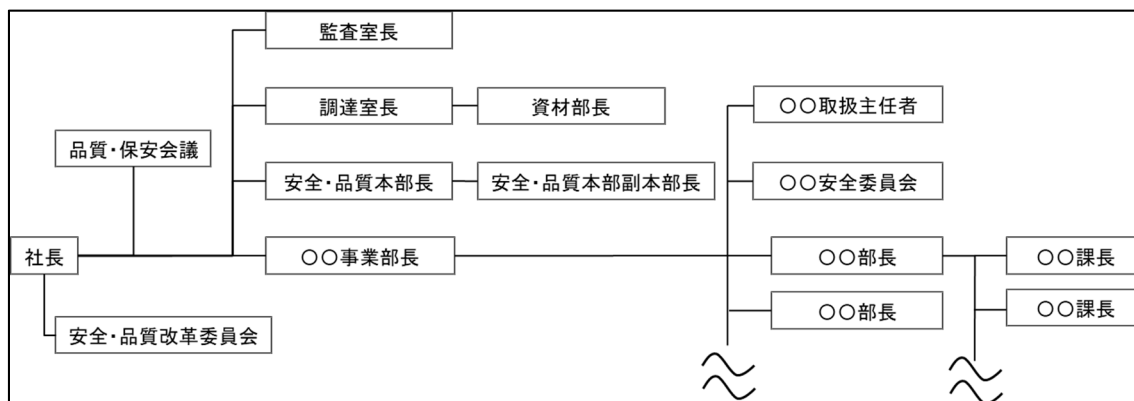
しかしながら、保安規定上、副本部長が品質・保安会議の委員であることが不明確であるため、以下の考え方で保安規定へ反映する。

【今後の保安規定への反映の考え方】

- ① 副本部長が品質・保安会議の委員であることを保安規定で明確にする。
- ② 副本部長が会議の成立条件及び持ち回り審議の必須委員であることを保安規定で明確にする。
- ③ ①に伴い副本部長の職務を規定するとともに、保安に関する組織図に反映する。保安に関する組織図の反映にあたっては、各施設の事業指定（許可）申請書 添付書類（技術的能力）の組織図に合わせて適正化を図る。

今後の保安規定への反映内容及び反映箇所（予定）を、以下の整理表に示す。

反映内容	反映箇所（条項、別図）
副本部長が品質・保安会議の委員であることを保安規定で明確にする。	（品質・保安会議の審議事項、構成等） 濃）第11条第2項，埋）第11条第2項 再）第20条第2項，廃）第9条第2項 燃）第10条第2項
副本部長が会議の成立条件を満たすための構成委員であることを明確にする。	（品質・保安会議の審議事項、構成等） 濃）第11条第3項1号，埋）第11条第3項1号 再）第20条第3項1号，廃）第9条第3項1号 燃）第10条第3項1号
副本部長が持ち回り審議の必須委員であることを明確にする。	（品質・保安会議の審議事項、構成等） 濃）第11条第3項3号，埋）第11条第3項3号 再）第20条第3項3号，廃）第9条第3項3号 燃）第10条第3項3号
副本部長の職務を規定する。	（職務） 濃）第8条第2項(6)，埋）第8条第2項(6) 再）第17条第2項(6)，廃）第5条第2項(6) 燃）第7条第2項(6)
副本部長の職位を保安に関する組織図に反映し、事業指定（許可）に合わせて適正化する。（下図参照）	濃）埋）再）廃）別図1 保安に関する組織 燃）別図1 組織図
<p>【略称 濃）濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 埋）濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 再）再処理事業所再処理施設保安規定 廃）再処理事業所廃棄物管理施設保安規定 燃）再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定</p>	



別図 保安に関する組織（イメージ）

## (2) 役員等への安全に係る教育の実施責任者の明確化

### a. 変更の理由

役員等への安全に係る教育（以下、「役員教育」）は、1999年の他社ウラン加工施設における臨界事故を踏まえ、「安全文化の啓蒙活動等」を目的とし、役員（社長、副社長、事業部長、安全・品質本部長などの役員及び常任監査役）を対象に実施してきた。

役員教育を保安規定へ反映した当初、全社として安全文化の活動を推進する組織がなかったことから、品質・保安会議に役割を持たせることとし、各施設の保安規定にて、「品質・保安会議が役員等への安全に係る教育の実施計画を定め、教育を実施させること」（以下、「役員教育の規定」）を定めた。

現在は、安全・品質本部が全社の安全・品質を統括するための機能を持っており、全社の安全文化活動を推進する役割を担っていることから、役員教育の実施責任者を明確にするため、役員教育の規定を削除し、安全・品質本部長の職務に役員教育の実施を規定する変更を行う。

### b. 役員教育の位置づけについて

役員教育は、他社ウラン加工施設の臨界事故を受けて、改訂された保安規定審査基準（※）の要求を受け、品質・保安会議にて実施しているものである。

役員教育の趣旨が、「役員への教育とは、（中略）安全文化の啓蒙活動や役員自身の安全に係る自己啓発的なものでも良い。」とされており、保安教育とは別の要求事項であることから、品質・保安会議が実施する教育として整理している。

また、本教育は、品質マネジメントシステムに基づく教育の一環として実施している。

#### ※【平成12年 保安規定審査基準(改訂2版)】(抜粋)

役員への教育とは、従業員から役員に直接安全教育を行うというものでも良いが、安全文化の啓蒙活動や役員自身の安全に係る自己啓発的なものでも良い。なお、原子力安全委員会のウラン加工工場臨界事項調査委員会報告書によれば、事業者に対して経営者への教育・訓練が求められている。

### c. 変更後の運用について

役員教育の実施にあたっては、品質・保安会議の運営を職務とする安全・品質本部長のもと、品質保証部長が「役員等への安全に係る教育実施計画書」を策定し、品質・保安会議での審議を経て、品質・保安会議議長の承認を得ている。また、教育の実施後、「役員等への安全に係る教育実施結果報告書」を策定し、品質・保安会議で報告し、品質・保安会議議長の承認を得ている。これらの運用については、社内規定で明確にしている。

今回の変更に伴い、全社の安全文化活動を推進する役割を担っている安全・品質本部長の職務として役員教育を実施することになり、「役員等への安全に係る教育実施計画書」等の承認者が品質・保安会議議長から安全・品質本部長へ変更

となるが、品質・保安会議における審議及び報告に関する運用は変更せず、変更前と同様、社内規定で運用を明確にする。

### 3. 「品質・保安会議に係る事項の変更」の施設間整合性に係る説明

当社各施設保安規定について、「品質・保安会議に係る事項の変更」の施設間整合性を添付に示す。各施設の保安規定は統一された記載となっており、整合が図られている。

### 4. 「品質・保安会議に係る事項の変更」の社内手続きに係る説明

昨年より、社長の意向を踏まえ、安全・品質本部への安全機能の一元化を進めているところであり、昨年6月には、労働安全に係る全社統括機能を事務部門から安全・品質本部に移管しているところである。

この一環として、品質・保安会議議長の移管の検討を進めてきており、本件は保安規定変更認可申請が必要であることから、社内の議論を進めた上で、保安規定に基づく安全委員会、品質・保安会議の審議を経て、保安規定変更認可申請に係る社長決裁を受けた。

その過程において、社長への報告と指示を受け進めてきたところであり、議長変更に関する社内の合意形成はできている状況にある。今回の変更は、品質・保安会議の議長を副社長（安全担当）から安全・品質本部長へ移行するものであり、社内手続き（通達の見直し）で実施でき、社内の最終決定への影響するものではない。

当該社内手続きは、附則の「社長が指定する日」とは別に行い、保安規定の「社長が指定する日」にあわせることとする。

年 月 日	社内手続き
～2022年3月頃	社長及び副社長を含めた社内議論
2022年3月14日	社長、事業部長等が出席する社内会議
2022年3月29～4月6日	各施設の安全委員会
2022年4月8日	品質・保安会議
2022年4月12日	品質・保安会議の結果を社長に報告 申請書（案）の社長決裁（稟議決裁）
2022年4月15日	保安規定変更認可申請

以上



(添付) 各施設保安規定の変更箇所比較表

2022年4月15日に申請した当社各施設保安規定について、「品質・保安会議に係る事項の変更」の施設間の整合性を以下の表に示す。

なお、各施設保安規定「品質・保安会議の審議事項、構成等」第6項の「役員等への安全に係る教育」の規定については、本教育の実施者を安全・品質本部長の職務として明確にするため、各施設保安規定「職務」(安全・品質本部長)で明確にすることから削除している。

「今後の保安規定への反映の考え方」で記載している事項については、補正時に以下の表に反映する。

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	MOX燃料加工施設
第2章 保安管理体制	第2章 保安管理体制	第3章 保安管理体制	第3章 保安管理体制	第3章 保安管理体制
<p>(職務)</p> <p>第17条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。)、品質・保安会議の運営に係る業務及び再処理の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p>	<p>(職務)</p> <p>第5条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。)、品質・保安会議の運営に係る業務及び廃棄物管理の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p>	<p>(職務)</p> <p>第8条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。)、品質・保安会議の運営に係る業務及び加工の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p>	<p>(職務)</p> <p>第8条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。)、品質・保安会議の運営に係る業務及び廃棄物埋設の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p>	<p>(職務)</p> <p>第7条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。)、品質・保安会議の運営に係る業務及び加工の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p>
<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第20条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 品質・保安会議は、<u>安全・品質本部長</u>を議長とし、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(核燃料取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第9条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 品質・保安会議は、<u>安全・品質本部長</u>を議長とし、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(廃棄物取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第11条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 品質・保安会議は、<u>安全・品質本部長</u>を議長とし、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(核燃料取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第11条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 品質・保安会議は、<u>安全・品質本部長</u>を議長とし、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(廃棄物取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第10条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 品質・保安会議は、<u>安全・品質本部長</u>を議長とし、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(核燃料取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) (略)</p>



再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設（濃縮）	廃棄物埋設施設	MOX 燃料加工施設
<p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 ～ 5 (略)</p> <hr/> <hr/>	<p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 ～ 5 (略)</p> <hr/> <hr/>	<p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 ～ 5 (略)</p> <hr/> <hr/>	<p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 ～ 5 (略)</p> <hr/> <hr/>	<p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 ～ 5 (略)</p> <hr/> <hr/>

黄色ハッチング：各施設間の相違箇所を示す。  
赤字下線：各施設共通の変更箇所を示す。